

【弘前市】許認可等における標準処理期間一覧

(令和5年10月1日現在)

1 法令等を根拠とするもの

根拠-条項等の凡例:条-(ハイフン)項、丸数字は号

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
1	企画部	法務文書課	関係人の聴聞参加の許可	行政手続法	17-1	5日間	
2	企画部	法務文書課	補佐人の聴聞出頭の許可	行政手続法	20-3	3日間	
3	企画部	法務文書課	保有個人情報の開示請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	82-1、2	15日以内	特定個人情報に係るものにあつては、標準処理期間は30日以内
4	企画部	法務文書課	保有個人情報の訂正請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	93-1、2	30日以内	
5	企画部	法務文書課	保有個人情報の利用停止請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	101-1、2	30日以内	
6	財務部	管財課	行政財産の使用許可	地方自治法	238の4-7	20日間	当課所管行政財産のみ
7	市民生活部	市民協働課	地縁による団体の認可	地方自治法	260の2-1~4	30日間	
8	市民生活部	市民協働課	告示事項に関する証明書の交付	地方自治法	260の2-12	即日	
9	市民生活部	市民協働課	認可地縁団体の規約の変更の認可	地方自治法	260の3	30日間	
10	市民生活部	市民協働課	認可地縁団体の解散後の財産処分の認可	地方自治法	260の31-1~3	30日間	
11	市民生活部	市民協働課	認可地縁団体同士の合併の認可	地方自治法	260の39-3、4	30日間	
12	市民生活部	市民課	埋葬、火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	5-1	即日	
13	市民生活部	環境課	死亡獣畜取扱場の設置の許可	化製場等に関する法律	3-1	14日間	
14	市民生活部	環境課	動物の飼養等の許可	化製場等に関する法律	9-1	14日間	
15	市民生活部	環境課	墓地等の経営の許可	墓地、埋葬等に関する法律	10-1	30日間	
16	市民生活部	環境課	墓地等の区域等の変更の許可	墓地、埋葬等に関する法律	10-2	30日間	
17	市民生活部	環境課	墓地等の廃止の許可	墓地、埋葬等に関する法律	10-2	14日間	
18	市民生活部	環境課	一般廃棄物収集運搬業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7-1	30日間	
19	市民生活部	環境課	一般廃棄物処分業許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7-6	30日間	
20	市民生活部	環境課	浄化槽清掃業許可	浄化槽法	35-1	30日間	
21	市民生活部	環境課	一般廃棄物収集運搬業更新の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7-2	30日間	
22	市民生活部	環境課	一般廃棄物処分業更新の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7-7	30日間	
23	市民生活部	環境課	浄化槽清掃業更新の許可	浄化槽法	35-1	30日間	
24	市民生活部	環境課	一般廃棄物収集運搬業変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7-2①	30日間	
25	市民生活部	環境課	一般廃棄物処分業変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7-2①	30日間	
26	市民生活部	環境課	浄化槽清掃業変更の許可	浄化槽法	37	30日間	
27	市民生活部	環境課	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法	4-2	即時	
28	市民生活部	環境課	狂犬病予防注射済票交付	狂犬病予防法	5-1 5-2	即時	
29	市民生活部	環境課	犬の鑑札の再交付	狂犬病予防法施行令	1の2	即時	
30	市民生活部	環境課	狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令	3	即時	
31	福祉部	福祉総務課	社会福祉法人の定款の変更の認可	社会福祉法	45の36-2	14日間	
32	福祉部	福祉総務課	社会福祉充実計画の承認	社会福祉法	55の2-1	30日間	
33	福祉部	福祉総務課	承認社会福祉充実計画の変更の承認	社会福祉法	55の3-1	30日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
34	福祉部	福祉総務課	承認社会福祉充実計画の終了の承認	社会福祉法	55の4	30日間	
35	福祉部	障がい福祉課	指定障害児相談支援事業者の指定	児童福祉法	24の28-1	30日間	
36	福祉部	障がい福祉課	指定障害児相談支援事業者の指定の更新	児童福祉法	24の29-1	30日間	
37	福祉部	障がい福祉課	障害児福祉手当の受給資格認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	19	30日間	
38	福祉部	障がい福祉課	障害児福祉手当の受給資格の再認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	26	30日間	
39	福祉部	障がい福祉課	特別障害者手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	26の5	30日間	
40	福祉部	障がい福祉課	特別障害者手当の受給資格の再認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	26の5	30日間	
41	福祉部	障がい福祉課	介護給付費又は訓練等給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	22-1	30～120日間	障害支援区分の認定を要する場合、その期間は3か月程度
42	福祉部	障がい福祉課	介護給付費等の支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	24-2	30～120日間	障害支援区分の認定を要する場合、その期間は3か月程度
43	福祉部	障がい福祉課	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	30-1	15日間	
44	福祉部	障がい福祉課	介護給付費等の利用者負担額の特例給付の決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	31-1	15日間	
45	福祉部	障がい福祉課	特定障害者特別給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	34-1	30～120日間	障害支援区分の認定を要する場合、その期間は3か月程度
46	福祉部	障がい福祉課	特例特定障害者特別給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	35-1	15日間	
47	福祉部	障がい福祉課	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	51の5-1	30日間	
48	福祉部	障がい福祉課	地域相談支援給付決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	51の9-2	30日間	
49	福祉部	障がい福祉課	特例地域相談支援給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	51の15-1	15日間	
50	福祉部	障がい福祉課	計画相談支援給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	51の17-1	30～120日間	障害支援区分の認定を要する場合、その期間は3か月程度
51	福祉部	障がい福祉課	特例計画相談支援給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	51の18-1	15日間	
52	福祉部	障がい福祉課	高額障害児通所給付費の支給決定	児童福祉法	21の5の12-1	15日間	
53	福祉部	障がい福祉課	障害児相談支援給付費の支給決定	児童福祉法	24の25	30日間	
54	福祉部	障がい福祉課	障害児通所給付費の支給決定	児童福祉法	21の5の3	30日間	
55	福祉部	障がい福祉課	障害児通所給付費の支給決定の変更	児童福祉法	21の5の8	30日間	
56	福祉部	障がい福祉課	特例障害児通所給付費の支給決定	児童福祉法	21の5の4	15日間	
57	福祉部	障がい福祉課	指定特定相談支援事業者の指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	51の20-1、51の20-2	30日間	
58	福祉部	障がい福祉課	指定特定相談支援事業者の指定の更新	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	51の21-1	30日間	
59	福祉部	障がい福祉課	自立支援医療費(更生医療)の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	54	30～60日間	青森県障害者相談センターの判定を要する場合、その期間は1か月程度

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
60	福祉部	障がい福祉課	自立支援医療費(更生医療)の支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	56	30～60日間	青森県障害者相談センターの判定を要する場合は1か月程度
61	福祉部	障がい福祉課	基準該当療養介護医療費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	71-1	15日間	
62	福祉部	障がい福祉課	補装具費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	76-1	30～90日間	青森県障害者相談センターの判定を要する場合、その期間は1～1.5か月程度
63	福祉部	障がい福祉課	高額障がい福祉サービス等給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	76の2-1	15日間	
64	福祉部	障がい福祉課	身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法	15-4	60～90日間	青森県障害者相談センターでの処理期間として、1か月程度
65	福祉部	障がい福祉課	身体障害者手帳の再交付	身体障害者福祉法施行令	10-1	60～90日間	青森県障害者相談センターでの処理期間として、1か月程度
66	福祉部	障がい福祉課	自立支援医療費(育成医療)の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	54	30～60日間	医療機関の判定を要する場合、その期間は1か月程度
67	福祉部	障がい福祉課	自立支援医療費(育成医療)の支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	56	30～60日間	医療機関の判定を要する場合、その期間は1か月程度
68	福祉部	障がい福祉課	自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	54	90～120日間	青森県障害者相談センターでの処理期間として、1～2か月程度
69	福祉部	障がい福祉課	自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	56	90～120日間	青森県障害者相談センターでの処理期間として、1～2か月程度
70	福祉部	障がい福祉課	日中一時支援事業の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	77-1②	30日間	
71	福祉部	障がい福祉課	日中一時支援事業の支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	77-1②	30日間	
72	福祉部	障がい福祉課	移動支援事業の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	77-1⑧	30日間	
73	福祉部	障がい福祉課	移動支援事業の支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	77-1⑧	30日間	
74	福祉部	障がい福祉課	訪問入浴サービス事業の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	77-1②	30日間	
75	福祉部	障がい福祉課	意思疎通支援事業の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	77-1⑥	7日間	
76	福祉部	障がい福祉課	日常生活用具給付事業の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	77-1⑥	10～30日間	
77	福祉部	生活福祉課	保護の開始の決定	生活保護法	24-3	14日間	
78	福祉部	生活福祉課	保護の変更の決定	生活保護法	24-9	14日間	
79	福祉部	生活福祉課	保護の開始又は変更申請の却下	生活保護法	28-5	14日間	
80	福祉部	介護福祉課	被保険者資格の付与	介護保険法	9	即日	
81	福祉部	介護福祉課	被保険者証の交付	介護保険法施行規則	26-1	即日	
82	福祉部	介護福祉課	要介護認定	介護保険法	27-1	30日間	
83	福祉部	介護福祉課	要介護認定の更新	介護保険法	28-2	30日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
84	福祉部	介護福祉課	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	29-1	30日間	
85	福祉部	介護福祉課	要支援認定	介護保険法	32-1	30日間	
86	福祉部	介護福祉課	要支援認定の更新	介護保険法	33-2	30日間	
87	福祉部	介護福祉課	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	33の2-1	30日間	
88	福祉部	介護福祉課	指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新	介護保険法	78の2-1、78の12	30日間	
89	福祉部	介護福祉課	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指定更新	介護保険法	115の12-1、115の21	30日間	
90	福祉部	介護福祉課	指定地域密着型サービス事業者の公募指定及び指定更新	介護保険法	78の13-1、78の13-2、78の15-2、78の15-4、78の15-5	30日間	
91	福祉部	介護福祉課	指定居宅介護支援事業者の指定及び指定更新	介護保険法	79-1、79の2-1	30日間	
92	福祉部	介護福祉課	指定介護予防支援事業者の指定の指定及び指定更新	介護保険法	115の22-1、115の31	30日間	
93	福祉部	介護福祉課	養護老人ホームの入所措置	老人福祉法	11-1	3か月間	
94	福祉部	介護福祉課	居宅介護サービス費の支給	介護保険法	41-1	60日間	
95	福祉部	介護福祉課	地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	42の2-1	60日間	
96	福祉部	介護福祉課	居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	46-1	60日間	
97	福祉部	介護福祉課	弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定	介護保険法	115-45-5	60日間	
98	福祉部	介護福祉課	弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定更新	介護保険法	115-45-6	90日間	
99	福祉部	介護福祉課	事業対象者の認定	介護保険法施行令	140-62-4	1日間	
100	福祉部	介護福祉課	施設介護サービス費の支給	介護保険法	48-1	60日間	
101	福祉部	介護福祉課	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法	51の2-1	90日間	
102	福祉部	介護福祉課	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	51の3-1	60日間	
103	福祉部	介護福祉課	介護予防サービス費の支給	介護保険法	53-1	60日間	
104	福祉部	介護福祉課	地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	54の2-1	60日間	
105	福祉部	介護福祉課	介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	58-1	60日間	
106	福祉部	介護福祉課	高額医療合算介護予防サービス費の支給	介護保険法	61の2-1	90日間	
107	福祉部	介護福祉課	特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	61の3-1	60日間	
108	福祉部	介護福祉課	特定入所者の負担限度の認定(特定要介護旧措置入所者を含む。)	介護保険法施行規則	83の6-1	7日間	
109	福祉部	介護福祉課	負担限度額認定証の再交付(特定要介護旧措置入所者を含む。)	介護保険法施行規則	83の6-7	即日	
110	福祉部	介護福祉課	居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修の支給	介護保険法	45-1、57-1	30日間	
111	福祉部	介護福祉課	居宅介護福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法	44-1、56-1	30日間	
112	福祉部	介護福祉課	高額介護サービス費・高額介護予防サービス費の支給	介護保険法	51-1、61-1	90日間	
113	福祉部	介護福祉課	負担割合証の交付	介護保険法施行規則	28の2-1	即日	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
114	健康こども部	こども家庭課	教育・保育給付認定	子ども・子育て支援法	20	30日間	
115	健康こども部	こども家庭課	教育・保育給付認定の変更の認定	子ども・子育て支援法	23	30日間	
116	健康こども部	こども家庭課	施設等利用給付認定	子ども・子育て支援法	30の5	30日間	
117	健康こども部	こども家庭課	施設等利用給付認定の変更の認定	子ども・子育て支援法	30の8	30日間	
118	健康こども部	こども家庭課	児童手当の受給資格及び額の認定	児童手当法	7-1、7-2	30日間	
119	健康こども部	こども家庭課	児童手当の額改定	児童手当法	9	30～90日間	
120	健康こども部	こども家庭課	児童扶養手当の受給資格認定	児童扶養手当法	6-1	30日間	
121	健康こども部	こども家庭課	児童扶養手当の額改定	児童扶養手当法	8	30日間	
122	健康こども部	こども家庭課	母子家庭自立支援給付金の支給	母子及び父子並びに寡婦福祉法	31	40日間	
123	健康こども部	こども家庭課	養育医療の給付決定	母子保健法	20-1	18日間	
124	健康こども部	国保年金課	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	国民健康保険法	44-1	7日間	
125	健康こども部	国保年金課	療養費の支給	国民健康保険法	54-1、54-2	90日間	
126	健康こども部	国保年金課	特別療養費の支給	国民健康保険法	54の3-1	90日間	
127	健康こども部	国保年金課	移送費の支給	国民健康保険法	54の4-1	90日間	
128	健康こども部	国保年金課	特別療養給付の支給	国民健康保険法	55-1	90日間	
129	健康こども部	国保年金課	高額療養費の支給	国民健康保険法	57の2-1	90日間	
130	健康こども部	国保年金課	外来年間合算高額療養費の支給	国民健康保険法	57の2-1	60日間	
131	健康こども部	国保年金課	高額介護合算療養費の支給	国民健康保険法	57の3-1	60日間	
132	健康こども部	国保年金課	出産育児一時金の支給	国民健康保険法	58-1	30日間	
133	健康こども部	国保年金課	葬祭費の支給	国民健康保険法	58-1	30日間	
134	健康こども部	国保年金課	傷病手当金の支給	国民健康保険法	58-2	30日間	
135	健康こども部	国保年金課	特定疾病の認定	国民健康保険法施行令	29の2-8	7日間	
136	健康こども部	国保年金課	食事療養標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	26の3-2	即日	
137	健康こども部	国保年金課	食事療養標準負担額の減額の特例	国民健康保険法施行規則	26の5-1	90日間	
138	健康こども部	国保年金課	生活療養標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	26の6の4	即日	
139	健康こども部	国保年金課	生活療養標準負担額の減額の特例	国民健康保険法施行規則	26の6の4-6	90日間	
140	健康こども部	国保年金課	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	27の14の2-2	即日	
141	健康こども部	国保年金課	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	27の14の5-2	即日	
142	健康こども部	健康増進課	ヒロスクエア健康ホール・相談室の行政財産の使用許可	地方自治法	238の4-7	3日間	当該施設のみ
143	健康こども部	スポーツ振興課	都市公園の占用(変更)許可	都市公園法	6-1	14日	
144	健康こども部	スポーツ振興課	都市公園施設の設置管理(変更)許可	都市公園法	5-1	14日	
145	健康こども部	スポーツ振興課	行政財産使用許可	地方自治法	238-4	14日	
146	農林部	農政課	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法	12	70日程度	
147	農林部	農政課	青年等就農計画の認定	農業経営基盤強化促進法	14-4	70日程度	
148	農林部	農村整備課	林地台帳公表	森林法	191の5-1	10日間	
149	農林部	農村整備課	有害鳥獣捕獲許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	9-1	7日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
150	商工部	商工労政課	特定中小企業者の認定	中小企業信用保険法	2-5	4日間	
151	商工部	商工労政課	特定計量器の定期検査	計量法	19-1	1日間	
152	商工部	商工労政課	指定定期検査機関の指定	計量法	20-1	30日間	
153	商工部	産業育成課	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明	産業競争力強化法施行規則	7-1	10日間	
154	商工部	産業育成課	中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定	中小企業等経営強化法	52-1	10日間	
155	商工部	産業育成課	工場立地法に基づく届出	工場立地法	6-1	5日間	
156	観光部	文化振興課	土淵川吉野町緑地への公園施設の設置・管理	都市公園法	5-1	7日間	
157	観光部	文化振興課	土淵川吉野町緑地の占用許可	都市公園法	6-1	7日間	
158	観光部	文化振興課	行政財産使用許可	地方自治法	238の4-7	7日間	
159	建設部	土木課	河川占用許可	河川法	24-1	14日間	
160	建設部	道路維持課	道路管理者以外の者の行う工事の承認	道路法	24	14日間	
161	建設部	道路維持課	道路の占用の許可	道路法	32-1	14日間	
162	建設部	道路維持課	道路の占用の変更の許可	道路法	32-3	14日間	
163	建設部	道路維持課	特殊車両の通行の許可	道路法	47の2-1	14日間	
164	建設部	道路維持課	特殊車両の通行の認定	車両制限令	12	14日間	
165	建設部	道路維持課	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	10	14日間	
166	建設部	建築住宅課	災害等による公営住宅等への一時使用許可	地方自治法	238の4	14日間	
167	建設部	建築指導課	重要文化財等で現状変更等の規制及び保存の措置が講じられている建築物の法律の適用除外の指定	建築基準法	3-1③	25日間	
168	建設部	建築指導課	国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外の認定	建築基準法	3-1④	25日間	
169	建設部	建築指導課	建築確認(法第6条第1項第四号建築物)	建築基準法	6-1	5日間	
170	建設部	建築指導課	建築確認(法第6条第1項第一号～第三号建築物)	建築基準法	6-1	26日間	
171	建設部	建築指導課	完了検査	建築基準法	7-1	5日間	
172	建設部	建築指導課	中間検査	建築基準法	7の3	4日間	
173	建設部	建築指導課	仮使用認定(特定行政庁)	建築基準法	7の6-1①	22日間	
174	建設部	建築指導課	仮使用認定(建築主事)	建築基準法	7の6-1②	22日間	
175	建設部	建築指導課	計画通知(法第6条第1項第四号建築物)	建築基準法	18-2	5日間	
176	建設部	建築指導課	計画通知(法第6条第1項第一号～第三号建築物)	建築基準法	18-2	26日間	
177	建設部	建築指導課	完了検査	建築基準法	18-16	5日間	
178	建設部	建築指導課	中間検査	建築基準法	18-19	4日間	
179	建設部	建築指導課	仮使用認定(特定行政庁)	建築基準法	18-24①	22日間	
180	建設部	建築指導課	仮使用認定(建築主事)	建築基準法	18-24②	22日間	
181	建設部	建築指導課	予定道路の指定	建築基準法	42-1④	3日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
182	建設部	建築指導課	道路位置の指定 (道路築造承認)	建築基準法	42-1⑤	5日間	
183	建設部	建築指導課	道路位置の指定 (築造完了検査)	建築基準法	42-1⑤	3日間	
184	建設部	建築指導課	接道認定	建築基準法	43-2①	5日間	
185	建設部	建築指導課	接道許可(建築審査会 包括同意案件に限る。)	建築基準法	43-2②	10日間	
186	建設部	建築指導課	接道許可	建築基準法	43-2②	25日間	
187	建設部	建築指導課	道路内建築の許可	建築基準法	44-1②	25日間	
188	建設部	建築指導課	道路内建築の認定	建築基準法	44-1③	10日間	
189	建設部	建築指導課	道路内建築の許可	建築基準法	44-1④	25日間	
190	建設部	建築指導課	壁面線を超える歩廊の 柱等の建築の許可	建築基準法	47ただし書	25日間	
191	建設部	建築指導課	用途規制の特例許可	建築基準法	48-1~14	25日間	
192	建設部	建築指導課	特例許可を受けた建築物 の特例許可	建築基準法	48-16①	10日間	
193	建設部	建築指導課	日常生活に必要な建築物 で住環境の悪化防止 対策を講じた建築物の 特例許可	建築基準法	48-16②	10日間	
194	建設部	建築指導課	卸売市場等の位置の許 可	建築基準法	51ただし書	70日間	
195	建設部	建築指導課	建築物の容積率に関する 認定	建築基準法	52-6③	5日間	
196	建設部	建築指導課	計画道路がある場合の 容積率の例外許可	建築基準法	52-10	25日間	
197	建設部	建築指導課	壁面線の指定がある場合 の容積率の例外許可	建築基準法	52-11	25日間	
198	建設部	建築指導課	機械室等に関する容積 率の例外許可	建築基準法	52-14	25日間	
199	建設部	建築指導課	壁面線又は壁面の位置 の制限がある場合の建 蔽率の例外許可	建築基準法	53-4	25日間	
200	建設部	建築指導課	特定防災機能確保のため に指定された壁面線 又は壁面の位置の制限 の限度を超えない建築 物の建蔽率の例外許可	建築基準法	53-5①~③	25日間	
201	建設部	建築指導課	エネルギー消費性能向 上のため必要な外壁に 関する工事その他の屋 外に面する工事を行う建 築物の建蔽率の例外許 可	建築基準法	53-5④	25日間	
202	建設部	建築指導課	公園等内建築物の建蔽 率の例外許可	建築基準法	53-6③	25日間	
203	建設部	建築指導課	敷地規模規制の例外許 可	建築基準法	53の2-1③、④	25日間	
204	建設部	建築指導課	高さ制限の例外認定	建築基準法	55-2	10日間	
205	建設部	建築指導課	高さ制限の例外許可	建築基準法	55-3	25日間	
206	建設部	建築指導課	高さ制限の例外許可	建築基準法	55-4①	25日間	
207	建設部	建築指導課	高さ制限の例外許可	建築基準法	55-4②	25日間	
208	建設部	建築指導課	日影規制の例外許可	建築基準法	56の2-1ただし 書	25日間	
209	建設部	建築指導課	高架の工作物内に設け る建築物等に対する高さ 制限の緩和(認定)	建築基準法	57-1	10日間	
210	建設部	建築指導課	特例容積率適用地区の 容積率の指定	建築基準法	57の2-1	22日間	
211	建設部	建築指導課	特例容積率適用地区の 容積率の指定取り消し	建築基準法	57の3-2	5日間	
212	建設部	建築指導課	特例容積率適用地区内 における建築物の高さの 限度の例外許可	建築基準法	57の4-1ただし 書	25日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
213	建設部	建築指導課	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可	建築基準法	57の5-3(53の2-1準用)	25日間	
214	建設部	建築指導課	高度利用地区内の容積率制限等の例外許可	建築基準法	59-1③	25日間	
215	建設部	建築指導課	高度利用地区内の壁面位置の制限の例外許可	建築基準法	59-2(59-1③準用)	25日間	
216	建設部	建築指導課	高度利用地区内の道路斜線制限の例外許可	建築基準法	59-4	25日間	
217	建設部	建築指導課	総合設計の許可	建築基準法	59の2-1	25日間	
218	建設部	建築指導課	都市再生特別地区内の容積率制限等の例外許可	建築基準法	60の2-1③	25日間	
219	建設部	建築指導課	居住環境向上用途誘導地区内建築物の建蔽率の例外許可	建築基準法	60の2の2-1②	25日間	
220	建設部	建築指導課	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの限度の例外許可	建築基準法	60の2の2-3ただし書	25日間	
221	建設部	建築指導課	特定用途誘導地区内の容積率制限等の例外許可	建築基準法	60の3-1③	25日間	
222	建設部	建築指導課	特定用途誘導地区内における建築物の高さの限度の例外許可	建築基準法	60の3-2ただし書	25日間	
223	建設部	建築指導課	特定防災街区整備地区内の敷地規模規制の例外許可	建築基準法	67-3②	25日間	
224	建設部	建築指導課	特定防災街区整備地区内の壁面位置の制限の例外許可	建築基準法	67-5②	25日間	
225	建設部	建築指導課	特定防災街区整備地区内の防災都市施設に係る開口率等の例外許可	建築基準法	67-9②	25日間	
226	建設部	建築指導課	景観地区内における建築物の高さの限度の例外許可	建築基準法	68-1②	25日間	
227	建設部	建築指導課	景観地区内の壁面位置の制限の例外許可	建築基準法	68-2②	25日間	
228	建設部	建築指導課	景観地区内の敷地規模規制の例外許可	建築基準法	68-3②	25日間	
229	建設部	建築指導課	景観地区内の建築物に対する高さ制限等の緩和(認定)	建築基準法	68-5	10日間	
230	建設部	建築指導課	再開発等促進区等内の容積率制限の例外認定	建築基準法	68の3-1	10日間	
231	建設部	建築指導課	再開発等促進区等内の建ぺい率制限の例外認定	建築基準法	68の3-2	10日間	
232	建設部	建築指導課	再開発等促進区等内の高さ制限の例外認定	建築基準法	68の3-3	10日間	
233	建設部	建築指導課	再開発等促進区等内の各部分の高さ制限の例外許可	建築基準法	68の3-4	25日間	
234	建設部	建築指導課	再開発等促進区等内の用途規制の例外認定	建築基準法	68の3-7	10日間	
235	建設部	建築指導課	誘導容積型地区計画区域内の容積率制限の例外認定	建築基準法	68の4	10日間	
236	建設部	建築指導課	特定建築物地区整備計画等の区域内における容積率制限の例外認定	建築基準法	68の5の2	10日間	
237	建設部	建築指導課	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における道路斜線制限の例外許可	建築基準法	68の5の3-2	25日間	
238	建設部	建築指導課	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における容積率制限の特例(認定)	建築基準法	68の5の5-1	10日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
239	建設部	建築指導課	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における高さ制限の例外認定	建築基準法	68の5の5-2	10日間	
240	建設部	建築指導課	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定	建築基準法	68の5の6	10日間	
241	建設部	建築指導課	予定道路がある場合の容積率の例外許可	建築基準法	68の7-5	25日間	
242	建設部	建築指導課	建築協定の認可	建築基準法	70-1	35日間	
243	建設部	建築指導課	建築協定の変更の認可	建築基準法	74-1	25日間	
244	建設部	建築指導課	建築協定の廃止の認可	建築基準法	76-1	10日間	
245	建設部	建築指導課	1人で定める建築協定の認可	建築基準法	76の3-2	35日間	
246	建設部	建築指導課	応急仮設建築物の存続の許可	建築基準法	85-3	10日間	
247	建設部	建築指導課	仮設興行場等の建築の許可	建築基準法	85-6	15日間	
248	建設部	建築指導課	1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可	建築基準法	85-7	25日間	
249	建設部	建築指導課	1又は2以上の建築物の特例対象規定による制限の緩和の認定	建築基準法	86-1	15日間	
250	建設部	建築指導課	現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって建築される建築物の制限の緩和の認定	建築基準法	86-2	15日間	
251	建設部	建築指導課	1又は2以上の建築物の特例対象規定による制限の緩和の許可	建築基準法	86-3	25日間	
252	建設部	建築指導課	現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって建築される建築物の制限の緩和の許可	建築基準法	86-4	25日間	
253	建設部	建築指導課	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定	建築基準法	86の2-1	15日間	
254	建設部	建築指導課	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限の特例の許可	建築基準法	86の2-2	25日間	
255	建設部	建築指導課	一敷地内許可建築物以外の建築物の許可	建築基準法	86の2-3	25日間	
256	建設部	建築指導課	複数建築物の認定及び許可の取消し	建築基準法	86の5-1	10日間	
257	建設部	建築指導課	一団地住宅施設建築物の容積率等の適用除外の認定	建築基準法	86の6-2	15日間	
258	建設部	建築指導課	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和(全体計画認定)	建築基準法	86の8-1	15日間	
259	建設部	建築指導課	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和(全体計画変更認定)	建築基準法	86の8-3	15日間	
260	建設部	建築指導課	用途変更における確認(法第6条第1項第一号～第三号建築物)	建築基準法	87-1(6-1準用)	20日間	
261	建設部	建築指導課	用途変更における用途規制の例外許可	建築基準法	87-2(48準用)	25日間	
262	建設部	建築指導課	用途変更における卸売市場等の位置の許可	建築基準法	87-2(51ただし書準用)	70日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
263	建設部	建築指導課	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和(全体計画認定)	建築基準法	87の2-1	15日間	
264	建設部	建築指導課	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和(全体計画変更認定)	建築基準法	87の2-2	15日間	
265	建設部	建築指導課	用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物とした建築物の存続使用の許可	建築基準法	87の3-3	10日間	
266	建設部	建築指導課	用途変更興行場等の使用許可	建築基準法	87の3-6	15日間	
267	建設部	建築指導課	1年を超えて使用する特別興行場等の使用許可	建築基準法	87の3-7	25日間	
268	建設部	建築指導課	建築設備の確認	建築基準法	87の4(6-1準用又は18-2準用)	5日間	
269	建設部	建築指導課	建築設備の仮使用認定	建築基準法	87の4(7の6-1①準用又は18-24①準用)	22日間	
270	建設部	建築指導課	建築設備の完了検査	建築基準法	87の4(7-1準用又は18-16準用)	5日間	
271	建設部	建築指導課	煙突等、昇降機等の確認	建築基準法	88-1(6-1準用又は18-2準用)	5日間	
272	建設部	建築指導課	煙突等、昇降機等の完了検査	建築基準法	88-1(7-1準用又は18-16準用)	5日間	
273	建設部	建築指導課	昇降機等の仮使用の認定	建築基準法	88-1(7の6-1①準用又は18-24①準用)	22日間	
274	建設部	建築指導課	製造施設等の確認	建築基準法	88-2(6-1準用又は18-2準用)	21日間	
275	建設部	建築指導課	製造施設等の完了検査	建築基準法	88-2(7-1準用又は18-16準用)	5日間	
276	建設部	建築指導課	製造施設等の仮使用の認定	建築基準法	88-2(7の6-1①準用又は18-24①準用)	22日間	
277	建設部	建築指導課	製造施設等の用途規制の例外許可	建築基準法	88-2(48準用)	25日間	
278	建設部	建築指導課	製造施設等の位置の許可	建築基準法	88-2(51ただし書準用)	70日間	
279	建設部	建築指導課	防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準の例外認定	建築基準法施行令	115の2-1④ただし書	10日間	
280	建設部	建築指導課	計画道路がある場合の斜線制限の例外認定	建築基準法施行令	131の2-2	10日間	
281	建設部	建築指導課	壁面線の指定等がある場合の斜線制限の例外認定	建築基準法施行令	131の2-3	10日間	
282	建設部	建築指導課	移転に関する基準の例外認定	建築基準法施行令	137の16②	10日間	
283	建設部	建築指導課	建築物の耐震改修の計画の認定(建築確認を要しないもの)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	17-1	21日間	
284	建設部	建築指導課	建築物の耐震改修の計画の認定(建築確認を要するもの)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	17-1	46日間	
285	建設部	建築指導課	認定を受けた計画の変更の認定(建築確認を要しないもの)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	18-1	21日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
286	建設部	建築指導課	認定を受けた計画の変更の認定(建築確認を要するもの)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	18-1	46日間	
287	建設部	建築指導課	建築物の地震に対する安全性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	22-1	15日間	
288	建設部	建築指導課	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	25-1	15日間	
289	建設部	建築指導課	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定(適合通知を受けないもの)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	17-1	21日間	
290	建設部	建築指導課	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定(適合通知を受けるもの)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	17-1	26日間	
291	建設部	建築指導課	認定を受けた計画の変更の認定(適合通知を受けないもの)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	18-1	21日間	
292	建設部	建築指導課	認定を受けた計画の変更の認定(適合通知を受けるもの)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	18-1	26日間	
293	建設部	建築指導課	既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	23-1	10日間	
294	建設部	建築指導課	長期優良住宅建築等計画の認定(あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	5-1~3	5日間	
295	建設部	建築指導課	長期優良住宅建築等計画の認定(登録住宅性能評価機関による審査を受けていない場合)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	5-1~3	20日間	
296	建設部	建築指導課	長期優良住宅維持保全計画の認定(あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	5-6 5-7	5日間	
297	建設部	建築指導課	長期優良住宅維持保全計画の認定(登録住宅性能評価機関による審査を受けていない場合)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	5-6 5-7	20日間	
298	建設部	建築指導課	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定(あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	8-1	5日間	
299	建設部	建築指導課	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定(登録住宅性能評価機関による審査を受けていない場合)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	8-1	20日間	
300	建設部	建築指導課	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	9-1	5日間	
301	建設部	建築指導課	地位の承継の承認	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	10	5日間	
302	建設部	建築指導課	長期優良型総合設計の許可	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	18-1	25日間	
303	建設部	建築指導課	低炭素建築物新築等計画の認定【容積率特例がないもの】(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	都市の低炭素化の促進に関する法律	53-1	5日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
304	建設部	建築指導課	低炭素建築物新築等計画の認定【容積率特例があるもの】(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	都市の低炭素化の促進に関する法律	53-1	10日間	
305	建設部	建築指導課	低炭素建築物新築等計画の認定【容積率特例がないもの】(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	都市の低炭素化の促進に関する法律	53-1	20日間	
306	建設部	建築指導課	低炭素建築物新築等計画の認定【容積率特例があるもの】(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	都市の低炭素化の促進に関する法律	53-1	25日間	
307	建設部	建築指導課	低炭素建築物新築等計画の変更認定【容積率特例がないもの】(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	都市の低炭素化の促進に関する法律	55-1	5日間	
308	建設部	建築指導課	低炭素建築物新築等計画の変更認定【容積率特例があるもの】(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	都市の低炭素化の促進に関する法律	55-1	10日間	
309	建設部	建築指導課	低炭素建築物新築等計画の変更認定【容積率特例がないもの】(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	都市の低炭素化の促進に関する法律	55-1	20日間	
310	建設部	建築指導課	低炭素建築物新築等計画の変更認定【容積率特例があるもの】(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	都市の低炭素化の促進に関する法律	55-1	25日間	
311	建設部	建築指導課	軽微な変更に関する証明書の交付	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	46の2	5日間	
312	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能適合判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	12-1、2	20日間	
313	建設部	建築指導課	国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	13-2、3	20日間	
314	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定【容積率特例がないもの】(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	34-1	5日間	
315	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定【容積率特例があるもの】(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	34-1	10日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
316	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定【容積率特例がないもの】(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	34-1	20日間	
317	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定【容積率特例があるもの】(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	34-1	25日間	
318	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定【容積率特例がないもの】(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	36-1	5日間	
319	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定【容積率特例があるもの】(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	36-1	10日間	
320	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定【容積率特例がないもの】(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	36-1	20日間	
321	建設部	建築指導課	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定【容積率特例があるもの】(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	36-1	25日間	
322	建設部	建築指導課	建築物のエネルギー消費性能に係る認定(あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	41-1	5日間	
323	建設部	建築指導課	建築物のエネルギー消費性能に係る認定(登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けていない場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	41-1	20日間	
324	建設部	建築指導課	軽微な変更に関する証明書の交付	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	11	5日間	
325	建設部	建築指導課	軽微な変更に関する証明書の交付	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	29	5日間	
326	建設部	建築指導課	優良宅地認定	租税特別措置法	28の4-3⑤イ、 28の4-3⑦イ、 31の2-2⑭ハ、 63-3⑤イ、 63-3⑦イ、 62の3-4⑭ハ	20日間	
327	建設部	建築指導課	優良住宅新築認定	租税特別措置法	28の4-3⑥、 28の4-3⑦ロ、 31の2-2⑮ニ、 62の3-4⑮ニ、 63-3⑥、 63-3⑦ロ	20日間	
328	建設部	建築指導課	マンション建替型総合設計の許可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	105-1	25日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
329	都市整備部	都市計画課	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画区域内における建築許可	都市計画法	52の2	7日間	
330	都市整備部	都市計画課	都市計画施設の区域内における建築許可	都市計画法	53-1	7日間	
331	都市整備部	都市計画課	都市計画事業告示後等における当該事業地内の建築許可	都市計画法	65-1	7日間	
332	都市整備部	都市計画課	地区計画の区域内における行為の届出	都市計画法	58の2-1	7日間	
333	都市整備部	都市計画課	地区計画の区域内における行為の変更届出	都市計画法	58の2-2	7日間	
334	都市整備部	都市計画課	国土利用計画法に基づく土地取引届出	国土利用計画法	23-1	35日間	
335	都市整備部	都市計画課	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出	公有地の拡大の推進に関する法律	4	14日間	
336	都市整備部	都市計画課	駐車場法に基づく路外駐車場の届出	駐車場法	12	7日間	
337	都市整備部	都市計画課	駐車場法に基づく路外駐車場の変更届出	駐車場法	12	7日間	
338	都市整備部	都市計画課	立地適正化計画に基づく居住誘導区域外における開発及び建築行為届出	都市再生特別措置法	88-1	7日間	
339	都市整備部	都市計画課	立地適正化計画に基づく居住誘導区域外における開発及び建築行為変更届出	都市再生特別措置法	88-2	7日間	
340	都市整備部	都市計画課	立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域外における開発及び建築行為届出	都市再生特別措置法	108-1	7日間	
341	都市整備部	都市計画課	立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域外における開発及び建築行為変更届出	都市再生特別措置法	108-2	7日間	
342	都市整備部	都市計画課	景観法に基づく届出	景観法	16-1	14日間	
343	都市整備部	都市計画課	景観法に基づく変更届出	景観法	16-2	14日間	
344	都市整備部	都市計画課	景観重要建造物の現状変更許可	景観法	22-1	67日間	
345	都市整備部	都市計画課	景観重要樹木の現状変更許可	景観法	33-1	67日間	
346	都市整備部	都市計画課	開発行為の許可	都市計画法	29	10日間	審査会案件は35日間
347	都市整備部	都市計画課	開発行為の変更の許可	都市計画法	35の2-1	10日間	審査会案件は35日間
348	都市整備部	都市計画課	工事完了公告前の開発区域内における建築等の承認	都市計画法	37-①	7日間	
349	都市整備部	都市計画課	建築制限区域における建築許可	都市計画法	41-2	7日間	
350	都市整備部	都市計画課	工事完了公告後の開発区域内における建築等の許可	都市計画法	42-1	7日間	審査会案件は35日間
351	都市整備部	都市計画課	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	都市計画法	43-1	10日間	審査会案件は35日間
352	都市整備部	都市計画課	開発許可に基づく地位の継承の承認	都市計画法	45	7日間	
353	都市整備部	公園緑地課	都市公園の占用(変更)許可	都市公園法	6-1	14日間	土淵川吉野町緑地及び運動公園を除く。
354	都市整備部	公園緑地課	都市公園施設の設置・管理(変更)許可	都市公園法	5-1	14日間	土淵川吉野町緑地及び運動公園を除く。
355	都市整備部	公園緑地課	行政財産使用許可	地方自治法	238の4-7	14日間	公園緑地課所管施設
356	岩木総合支所	総務課	行政財産使用許可	地方自治法	238の4-7	20日間	当課所管行政財産のみ

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
357	上下水道部	総務課	行政財産使用許可	地方自治法	238の4-7	2日間	
358	上下水道部	総務課	専用水道布設工事確認	水道法	33-5	5日間	
359	上下水道部	下水道施設課	公共下水道施設への行為の許可	下水道法	24	15日間	
360	教育委員会	学校整備課	行政財産の使用許可	地方自治法	238の4-7	20日間	当課所管行政財産のみ
361	教育委員会	学務健康課	区域外就学の許可	学校教育法施行令	9	10～30日間	
362	教育委員会	学務健康課	就学援助費支給の認定	学校教育法	19	6～15日間	
363	選挙管理委員会	事務局	議会の解散請求	地方自治法施行令	100	7日間	
364	選挙管理委員会	事務局	議員の解職の請求	地方自治法施行令	110	7日間	
365	選挙管理委員会	事務局	長の解職の請求	地方自治法施行令	116	7日間	
366	選挙管理委員会	事務局	演説会等のための公営施設等の使用	地方自治法施行令	107-3、113、116の2	14日間	
367	農業委員会	事務局	農地等の権利移動の許可	農地法	3-1	20日間	
368	農業委員会	事務局	特定農地貸付けの承認	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	3-3	20日間	
369	農業委員会	事務局	特定農地貸付けの変更の承認	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	4-1	20日間	

2 県条例等を根拠とするもの

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		県条例等の題名	条項等		
1	建設部	建築指導課	災害危険区域内の建築制限に関する例外認定	青森県建築基準法施行細則	31②	10日間	
2	建設部	建築指導課	災害危険区域内の建築制限に関する例外認定	青森県建築基準法施行細則	32③	10日間	
3	建設部	建築指導課	がけと建築物との関係に関する例外の認定	青森県建築基準法施行細則	33②	10日間	
4	建設部	建築指導課	路地状部分のみにより道路に接する敷地の形態に関する例外認定	青森県建築基準法施行細則	34②	10日間	
5	建設部	建築指導課	敷地と道路との関係に関する例外認定	青森県建築基準法施行細則	35②	10日間	
6	建設部	建築指導課	屋外階段の構造に関する例外認定	青森県建築基準法施行細則	36③	10日間	
7	建設部	建築指導課	百貨店等と道路との関係に関する例外認定	青森県建築基準法施行細則	37⑤	10日間	
8	建設部	建築指導課	興行場等の敷地と道路との関係に関する例外認定	青森県建築基準法施行細則	38③	10日間	
9	建設部	建築指導課	福祉のまちづくり条例適合証の交付	青森県福祉のまちづくり条例	13-1	10日間	

3 市条例等を根拠とするもの

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		市条例等の題名	条項等		
1	企画部	法務文書課	関係人の聴聞参加の許可	弘前市行政手続条例	17-1	5日間	
2	企画部	法務文書課	補佐人の聴聞出頭の許可	弘前市行政手続条例	20-3	3日間	
3	企画部	法務文書課	公文書の開示請求に対する決定	弘前市情報公開条例	11-1,2	15日以内	
4	財務部	管財課	行為の許可	弘前市役所庁舎管理規則	16-1	12日間	
5	財務部	管財課	指定管理者の指定	弘前市指定管理者の指定の手続等に関する条例	4-1	4.5か月間	
6	市民生活部	市民協働課	交流センター使用料の減免の承認	弘前市交流センター条例	13	14日間	
7	市民生活部	市民協働課	交流センター使用料の還付の承認	弘前市交流センター条例	12-5	14日間	
8	市民生活部	市民協働課	交流センターの使用許可	弘前市交流センター条例	4-1	即日	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
9	市民生活部	市民協働課	泉野多目的コミュニティ施設の利用許可	弘前市泉野多目的コミュニティ施設条例	7-1	即日	
10	市民生活部	市民協働課	岩木常盤野コミュニティセンターの利用許可	弘前市岩木常盤野コミュニティセンター条例	7-1	即日	
11	市民生活部	市民協働課	岩木嶽さわやかホールの利用許可	弘前市岩木嶽さわやかホール条例	7-1	即日	
12	市民生活部	市民協働課	昂地区集会所の利用許可	弘前市昂地区集会所条例	6-1	即日	
13	市民生活部	市民課	臨時運行の許可	弘前市自動車臨時運行許可事務取扱規則	5	即日	
14	市民生活部	環境課	埋蔵場所の使用許可	弘前霊園条例	5	即日	
15	市民生活部	環境課	弘前霊園臨時使用許可	弘前霊園条例	20	即日	
16	市民生活部	環境課	廃棄物搬入許可	弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	16-2	即日	申請前の事前相談をお願いしている。(HP掲載)
17	市民生活部	環境課	廃棄物処分手数料減免の承認	弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	17-3	3日間	
18	市民生活部	環境課斎場	弘前市斎場使用料の還付	弘前市斎場条例	8-3	10日間	
19	市民生活部	環境課斎場	弘前市斎場使用料の減免	弘前市斎場条例	9	10日間	
20	福祉部	福祉総務課	助成の決定通知	弘前市社会福祉法人の助成に関する条例	5	30日間	
21	福祉部	障がい福祉課	重度心身障害者医療費の認定	弘前市重度心身障害者医療費支給条例施行規則	2	7日間	
22	福祉部	障がい福祉課	重度心身障害者医療費の認定の変更	弘前市重度心身障害者医療費支給条例施行規則	5	7日間	
23	福祉部	介護福祉課	保険料の徴収猶予	弘前市介護保険条例	9	15～30日間	
24	福祉部	介護福祉課	保険料の減免	弘前市介護保険条例	10	15～30日間	
25	福祉部	介護福祉課	生きがいセンターの使用許可	弘前市生きがいセンター条例	4-1	即日	
26	福祉部	介護福祉課	老人福祉センターの使用許可	弘前市老人福祉センター条例	5-1	即日	
27	健康こども部	こども家庭課	ひとり親家庭等医療費資格証の交付	弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例	4	30日間	
28	健康こども部	こども家庭課	ひとり親家庭等医療費の支給	弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例	6	60日間	
29	健康こども部	こども家庭課	ひとり親家庭等医療費資格証の更新	弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則	7	30日間	
30	健康こども部	こども家庭課	ひとり親家庭等医療費資格証の再交付	弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則	8	3日間	
31	健康こども部	こども家庭課	子ども医療費受給資格の申請及び認定	弘前市子ども医療費給付条例	4-1	30日間	
32	健康こども部	こども家庭課	子ども医療費の給付	弘前市子ども医療費給付条例	7	50日間	
33	健康こども部	こども家庭課	子ども医療費受給資格者証の更新	弘前市子ども医療費給付条例施行規則	4	20日間	
34	健康こども部	こども家庭課	子ども医療費受給資格者証の再交付	弘前市子ども医療費給付条例施行規則	5	3日間	
35	健康こども部	国保年金課	国民健康保険料の減免決定	弘前市国民健康保険条例	38-1	10～28日間	
36	健康こども部	スポーツ振興課	体育施設の使用許可	弘前市体育施設条例	3-1	即日	
37	健康こども部	スポーツ振興課	体育施設の使用許可事項の変更等	弘前市体育施設条例	6-1	即日	
38	健康こども部	スポーツ振興課	体育施設の使用期間	弘前市体育施設条例	7-1	3日間	
39	健康こども部	スポーツ振興課	体育施設の使用者の行う特別の設備等	弘前市体育施設条例	8-1	即日	
40	健康こども部	スポーツ振興課	体育施設の使用料の減免	弘前市体育施設条例	12-1-2	即日	
41	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による体育施設の使用許可	弘前市体育施設条例	16-1①②	即日	
42	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による体育施設の使用許可事項の変更等	弘前市体育施設条例	16-1④	即日	
43	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による体育施設の使用期間	弘前市体育施設条例	16-1⑤	3日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
44	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による体育施設の使用者の行う特別の設備等の承認	弘前市体育施設条例	16-1⑥	即日	
45	健康こども部	スポーツ振興課	海洋センターの使用許可	弘前市B&G海洋センター条例	3-1	即日	
46	健康こども部	スポーツ振興課	海洋センターの使用許可事項の変更等	弘前市B&G海洋センター条例	6-1	即日	
47	健康こども部	スポーツ振興課	海洋センターの使用期間	弘前市B&G海洋センター条例	7-1	3日間	
48	健康こども部	スポーツ振興課	海洋センターの使用者の行う特別の設備等の承認	弘前市B&G海洋センター条例	8-1	即日	
49	健康こども部	スポーツ振興課	海洋センターの使用料の減免	弘前市B&G海洋センター条例	13-1~2	即日	
50	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による海洋センターの使用許可	弘前市B&G海洋センター条例	17-1①②	即日	
51	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による海洋センターの使用許可事項の変更等	弘前市B&G海洋センター条例	17-1④	即日	
52	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による海洋センターの使用期間	弘前市B&G海洋センター条例	17-1⑤	3日間	
53	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による海洋センターの使用者の行う特別の設備等の承認	弘前市B&G海洋センター条例	17-1⑥	即日	
54	健康こども部	スポーツ振興課	百沢スキー場の使用許可	弘前市岩木山百沢スキー場条例	4-1	即日	
55	健康こども部	スポーツ振興課	百沢スキー場の使用料の減免	弘前市岩木山百沢スキー場条例	10-1	即日	
56	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者による百沢スキー場の使用許可	弘前市岩木山百沢スキー場条例	14-1①②	即日	
57	健康こども部	スポーツ振興課	スキーリフトの使用許可	弘前市星と森のロマンピア条例	4-1	即日	
58	健康こども部	スポーツ振興課	そうまロマンピアスキー場の使用料の減免	弘前市星と森のロマンピア条例	15-1	即日	
59	健康こども部	スポーツ振興課	指定管理者によるそうまロマンピアスキー場の使用許可	弘前市星と森のロマンピア条例	6-1②	即日	
60	健康こども部	スポーツ振興課	都市公園の使用(変更)許可	弘前市都市公園条例	3-1	14日	
61	健康こども部	スポーツ振興課	都市公園の使用料等の減免	弘前市都市公園条例	22-5	14日	
62	健康こども部	スポーツ振興課	都市公園の有料公園施設等の使用の許可	弘前市都市公園条例	4-1	即日	
63	農林部	農政課	小栗山農村交流公園農園及び多目的広場の使用許可	弘前市農村交流公園条例	4	農園30日間 多目的広場 10日間	
64	農林部	りんご課	りんご公園内施設の使用許可	弘前市りんご公園条例	3-2 3-3 4-1	7日間	
65	農林部	りんご課	岩木りんご集出荷貯蔵センターの利用許可	弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例	7-1	10日間	
66	農林部	農村整備課	農業用排水施設使用許可	弘前市農業用排水施設条例	5-1	1か月間	
67	農林部	農村整備課	農業用排水施設使用許可事項変更・取消承認	弘前市農業用排水施設条例	8	1か月間	
68	農林部	農村整備課	農業用排水施設使用料還付承認	弘前市農業用排水施設条例	11-3	1か月間	
69	商工部	商工労政課	勤労青少年ホームの使用の許可	弘前市勤労青少年ホーム条例	7-1	即日	
70	商工部	商工労政課	まちなか情報センターの使用の許可	弘前市まちなか情報センター条例	4-1	即日	
71	商工部	産業育成課	伝統産業会館の利用の許可	弘前市伝統産業会館条例	6-1	即日	
72	商工部	産業育成課	弘前市工場等立地奨励条例に基づく工場等の指定	弘前市工場等立地奨励条例	3-1	5日間	
73	観光部	観光課	温泉の使用許可	弘前市温泉事業条例	5-1	30日間	
74	観光部	観光課	温泉受給者の名義変更の許可	弘前市温泉事業条例施行規則	5-1	30日間	
75	観光部	観光課	温泉使用料減免の許可	弘前市温泉事業条例施行規則	6-1	30日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
76	観光部	観光課	岩木山桜林公園の利用の許可	弘前市岩木山桜林公園条例	8-1	即日	
77	観光部	観光課	国民宿舎「いわき荘」の利用の許可	弘前市国民宿舎「いわき荘」条例	7-1	即日	
78	観光部	観光課	岩木総合交流ターミナルの利用の許可	弘前市岩木総合交流ターミナル条例	7-1	即日	
79	観光部	観光課	星と森のロマンピアの利用の許可	弘前市星と森のロマンピア条例	8-1	即日	
80	観光部	観光課	弘前市立観光館多目的ホールの使用許可	弘前市立観光館条例	6-1	3日間	
81	観光部	観光課	弘前市立観光館多目的ホール使用料の減免	弘前市立観光館条例	14-1	3日間	
82	観光部	観光課	弘前市立観光館多目的ホールの使用許可申請書の保留	弘前市立観光館管理運営規則	5-1	即日	
83	観光部	観光課	弘前市立観光館駐車場の駐車拒否	弘前市観光館駐車場条例	9-1	即日	
84	観光部	文化振興課	市立百石町展示館の使用許可	弘前市立百石町展示館条例	3	即日	
85	観光部	文化振興課	市立百石町展示館の使用許可事項の変更	弘前市立百石町展示館条例	6	即日	
86	観光部	文化振興課	市立百石町展示館の特別な設備等の使用	弘前市立百石町展示館条例	8	即日	
87	観光部	文化振興課	市立百石町展示館での物品販売・募金行為	弘前市立百石町展示館条例	9⑥	即日	
88	観光部	文化振興課	市立百石町展示館の使用料還付	弘前市立百石町展示館条例	11-5	1か月間	
89	観光部	文化振興課	弘前文化会館の使用許可	弘前文化会館条例	3-1	即日	
90	観光部	文化振興課	弘前文化会館の使用許可事項の変更	弘前文化会館条例	6	即日	
91	観光部	文化振興課	弘前文化会館の特別な設備等の使用	弘前文化会館条例	8	即日	
92	観光部	文化振興課	弘前文化会館での物品販売・募金行為	弘前文化会館条例	9⑤	即日	
93	観光部	文化振興課	弘前文化会館の使用料還付	弘前文化会館条例	11-5	1か月間	
94	観光部	文化振興課	岩木文化センターの使用許可	弘前市岩木文化センター条例	4-1	即日	
95	観光部	文化振興課	岩木文化センターの使用許可事項の変更	弘前市岩木文化センター条例	7	即日	
96	観光部	文化振興課	岩木文化センターの特別な設備等の使用	弘前市岩木文化センター条例	9	即日	
97	観光部	文化振興課	岩木文化センターでの物品販売・募金行為	弘前市岩木文化センター条例	10⑤	即日	
98	観光部	文化振興課	岩木文化センターの使用料還付	弘前市岩木文化センター条例	12-5	5日間	
99	観光部	文化振興課	岩木文化センターの使用料減免	弘前市岩木文化センター条例	13	即日	
100	観光部	文化振興課	弘前市民会館の利用許可	弘前市民会館条例	6-1	即日	
101	観光部	文化振興課	弘前市民会館の利用許可事項の変更	弘前市民会館条例	9	即日	
102	観光部	文化振興課	弘前市民会館の特別な設備等の利用	弘前市民会館条例	10	即日	
103	観光部	文化振興課	弘前市民会館での物品販売・募金行為	弘前市民会館条例	11⑤	即日	
104	観光部	文化振興課	弘前市民会館の託児室利用許可	弘前市民会館条例	15	即日	
105	観光部	文化振興課	弘前市民会館敷地内での売店等の許可	弘前市民会館条例	16	即日	
106	観光部	文化振興課	市民文化交流館の使用許可	弘前市民文化交流館条例	4	即日	
107	観光部	文化振興課	市民文化交流館の使用許可事項の変更	弘前市民文化交流館条例	7	即日	
108	観光部	文化振興課	市民文化交流館の特別な設備等の使用	弘前市民文化交流館条例	9	即日	
109	観光部	文化振興課	市民文化交流館での物品販売・募金行為	弘前市民文化交流館条例	10⑦	5日間	
110	観光部	文化振興課	市民文化交流館の使用料還付	弘前市民文化交流館条例	12-5	1か月間	
111	観光部	文化振興課	市民文化交流館の使用料の減免	弘前市民文化交流館条例	13	5日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
112	観光部	文化振興課	土淵川吉野町緑地の使用許可	弘前市都市公園条例	3-1	7日間	当課所管は当該緑地のみ
113	観光部	文化振興課	弘前れんが倉庫美術館の有料施設の利用許可	弘前れんが倉庫美術館条例	7-1	7日間	
114	観光部	文化振興課	弘前れんが倉庫美術館の美術作品等の特別利用許可	弘前れんが倉庫美術館条例	13-1	7日間	
115	観光部	文化振興課	弘前れんが倉庫美術館の有料施設利用者の特別の設備等利用許可	弘前れんが倉庫美術館条例	12-1	7日間	
116	観光部	文化振興課	土淵川吉野町緑地の使用許可の変更・取消	弘前市都市公園条例	3-3	7日間	当課所管は当該緑地のみ
117	観光部	文化振興課	土淵川吉野町緑地の使用料の還付	弘前市都市公園条例	22-4	7日間	当課所管は当該緑地のみ
118	観光部	文化振興課	土淵川吉野町緑地の使用料の減免	弘前市都市公園条例	22-5	7日間	当課所管は当該緑地のみ
119	建設部	土木課	都市下水路行為の許可	弘前市都市下水路条例	3-1	15日間	
120	建設部	土木課	都市下水路占用許可	弘前市都市下水路条例	5-1	15日間	
121	建設部	土木課	都市下水路占用料減免	弘前市都市下水路条例	5-4	15日間	
122	建設部	土木課	弘前市法定外公共物占用許可	弘前市法定外公共物管理条例	4-1	14日間	
123	建設部	土木課	弘前市法定外公共物維持工事許可	弘前市法定外公共物管理条例	4-2 4-3	14日間	
124	建設部	土木課	弘前市法定外公共物代替工事許可	弘前市法定外公共物管理条例施行規則	2-1	14日間	
125	建設部	道路維持課	道路占用許可表示の免除	弘前市道路占用規則	5	3日間	
126	建設部	道路維持課	道路占用料の減免	弘前市道路占用料徴収条例	4	3日間	
127	建設部	建築指導課	確認申請等手数料等の減免	弘前市建築基準法施行細則	20	即日	
128	建設部	建築指導課	公益上必要な建築物の特例許可	弘前市地区計画区域建築物制限条例	11-1	20日間	
129	都市整備部	都市計画課	附置義務条例に基づく駐車施設設置に基づく届出	弘前市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	9	7日間	
130	都市整備部	都市計画課	附置義務条例に基づく駐車施設設置に基づく変更届出	弘前市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	9	7日間	
131	都市整備部	都市計画課	屋外広告物等許可	弘前市屋外広告物条例	7、 10-5、 12-3、 13-1	7日間	
132	都市整備部	都市計画課	弘前市民中央広場使用許可	弘前市民中央広場条例	3-1	7日間	
133	都市整備部	都市計画課	弘前市民中央広場使用許可の変更・取消	弘前市民中央広場条例	3-3	7日間	
134	都市整備部	都市計画課	弘前市民中央広場使用料の還付	弘前市民中央広場条例	6-3	7日間	
135	都市整備部	都市計画課	弘前市民中央広場使用料の減免	弘前市民中央広場条例	6-4	7日間	
136	都市整備部	地域交通課	利用の申込み等	弘前市自転車等駐車場条例	7	即日	
137	都市整備部	地域交通課	使用の許可	弘前市城北公園交通広場管理運営規則	5	7日間	
138	都市整備部	地域交通課	使用料の免除	弘前市城北公園交通広場管理運営規則	6	7日間	
139	都市整備部	公園緑地課	都市公園の使用(変更)許可及び鷹揚園(まつり期間)出店等許可	弘前市都市公園条例	3-1	14日間	土淵川吉野町緑地及び運動公園を除く。
140	都市整備部	公園緑地課	都市公園の使用料等の減免	弘前市都市公園条例	22-5	14日間	土淵川吉野町緑地及び運動公園を除く。
141	都市整備部	公園緑地課	都市公園の有料公園施設等の使用の許可	弘前市都市公園条例	4-1	10日間	
142	都市整備部	公園緑地課	弘前市緑の相談所の使用の許可	弘前市都市公園条例	8-1	10日間	
143	都市整備部	公園緑地課	弘前城情報館の使用の許可	弘前市都市公園条例	8-1	10日間	
144	都市整備部	公園緑地課	藤田記念庭園の有料施設の使用の許可	弘前市藤田記念庭園条例	4-1	10日間	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
145	都市整備部	公園緑地課	弥生いこいの広場の オートキャンプ場の使用	弘前市野外活動施設条 例	3-1	即日	
146	相馬総合支 所	総務課	御所温泉の使用許可	弘前市御所温泉条例	3-1	即日	
147	相馬総合支 所	総務課	御所温泉の使用許可事 項の変更、使用許可の 取消し	弘前市御所温泉条例	6-1	即日	
148	相馬総合支 所	総務課	御所温泉使用料の還付	弘前市御所温泉条例	8-3、 8-4	3日間	
149	相馬総合支 所	総務課	御所温泉使用料の減免	弘前市御所温泉条例	9-1、 9-2	3日間	
150	上下水道部	営業課	下水道使用料の納期限 の延長又は使用料の減 免の決定	弘前市下水道条例	36-1	7日間	
151	上下水道部	営業課	農業集落排水処理施設 使用料の納期限の延長 又は使用料の減免の決 定	弘前市農業集落排水処 理施設条例	20-1	7日間	
152	上下水道部	営業課	下水道事業受益者負担 金徴収猶予の決定	弘前都市計画下水道事 業受益者負担金に関す る条例	7-1	15日間	
153	上下水道部	営業課	下水道事業受益者負担 金減免の決定	弘前都市計画下水道事 業受益者負担金に関す る条例	8-2	15日間	
154	上下水道部	営業課	下水道事業受益者負担 金延滞金減免の決定	弘前都市計画下水道事 業受益者負担金に関す る条例	10-2	15日間	
155	上下水道部	営業課	農業集落排水事業分担 金徴収猶予の決定	弘前市農業集落排水事 業分担金条例	6-1	15日間	
156	上下水道部	営業課	農業集落排水事業分担 金減免の決定	弘前市農業集落排水事 業分担金条例	7-2	15日間	
157	上下水道部	営業課	常盤野地区特定環境保 全公共下水道事業分担 金徴収猶予の決定	弘前市常盤野地区特定 環境保全公共下水道事 業分担金条例	7-1	15日間	
158	上下水道部	営業課	常盤野地区特定環境保 全公共下水道事業分担 金減免の決定	弘前市常盤野地区特定 環境保全公共下水道事 業分担金条例	8-2	15日間	
159	上下水道部	営業課	常盤野地区特定環境保 全公共下水道事業分担 金延滞金減免の決定	弘前市常盤野地区特定 環境保全公共下水道事 業分担金条例	11-2	15日間	
160	上下水道部	営業課	排水設備設置期限の延 長の許可	弘前市下水道条例施行 規程	2-4	3日間	
161	上下水道部	営業課	排水設備等の工事着手 の許可	弘前市下水道条例施行 規程	5-2	7日間	
162	上下水道部	営業課	弘前市指定排水設備工 事業者の決定	弘前市指定排水設備工 事業者規程	4-3	30日間	
163	上下水道部	下水道施設 課	下水道施設への占用許 可	弘前市下水道条例	39	15日間	
164	上下水道部	下水道施設 課	下水道施設への占用料 減免許可	弘前市下水道条例	40-4	7日間	
165	上下水道部	下水道施設 課	農業集落排水施設への 行為の許可	弘前市農業集落排水処 理施設条例	21	15日間	
166	教育委員会	学校整備課	小規模特認校への就学 許可	弘前市小規模特認校へ の就学に関する規則	6	43日間	
167	教育委員会	学校整備課	学校の使用許可	弘前市立学校使用料徴 収条例	2	7日間	
168	教育委員会	学務健康課	学区外就学の許可	弘前市立小・中学校の 通学区域に関する規則	3-2	5～30日間	
169	教育委員会	教育センター	教育センターの使用許 可	弘前市教育センター条 例	5-1	即日	
170	教育委員会	教育センター	教育センターの使用許 可事項の変更等許可	弘前市教育センター条 例	8-1	即日	
171	教育委員会	教育センター	教育センター使用料の 免除の承認	弘前市教育センター条 例	13-1	即日	
172	教育委員会	教育センター	教育センター使用料の 還付の承認	弘前市教育センター管 理運営規則	13-1	3日間	
173	教育委員会	教育センター	教育資料の貸出し許可	弘前市教育センター管 理運営規則	14-1	即日	
174	教育委員会	生涯学習課	農村環境改善センター の使用許可	弘前市農村環境改善セ ンター条例	3-1	即日	
175	教育委員会	生涯学習課	学習情報館の使用許可	弘前市学習情報館条例	4-1	即日	

No.	担当部課等		許認可等の名称	根拠		標準処理期間	摘要
	部等	課等		法令等の題名	条項等		
176	教育委員会	生涯学習課 図書館・郷土 文学館 運営推進室	弘前図書館の資料の特 別利用	弘前市立図書館管理運 営規則	22-1	10日間	
177	教育委員会	生涯学習課 図書館・郷土 文学館 運営推進室	図書館資料の寄贈等	弘前市立図書館管理運 営規則	24-1	10日間	
178	教育委員会	生涯学習課 図書館・郷土 文学館 運営推進室	郷土文学館観覧料の減 免	弘前市立郷土文学館条 例	5-1、5-2	10日間	
179	教育委員会	生涯学習課 図書館・郷土 文学館 運営推進室	郷土文学館資料の特 別利用・貸出し	弘前市立郷土文学館管 理運営規則	6-1、7	10日間	
180	教育委員会	生涯学習課 図書館・郷土 文学館 運営推進室	郷土文学館資料の寄贈	弘前市立郷土文学館管 理運営規則	8-1	10日間	
181	教育委員会	中央公民館	市立公民館の使用許可	弘前市立公民館条例	4	即日	
182	教育委員会	博物館	博物館の使用許可	弘前市立博物館条例	5	14日間	
183	教育委員会	博物館	博物館使用許可事項の 変更・取消	弘前市立博物館条例	8	14日間	
184	教育委員会	博物館	博物館使用料の減免	弘前市立博物館条例	11	14日間	
185	教育委員会	博物館	博物館使用料の還付	弘前市立博物館条例	10-3~4	14日間	
186	教育委員会	博物館	博物館観覧料の減免	弘前市立博物館条例	13-4	14日間	
187	教育委員会	博物館	博物館資料の特別利用	弘前市立博物館管理運 営規則	18-1	14日間	
188	教育委員会	博物館	博物館資料の貸出許可	弘前市立博物館管理運 営規則	19-1	9日間	
189	教育委員会	博物館	陶房館資料の特別利用	弘前市鳴海要記念陶房 館管理運営規則	4	15日間	
190	教育委員会	博物館	陶房館資料の貸出許可	弘前市鳴海要記念陶房 館管理運営規則	5-2	14日間	
191	教育委員会	高岡の森弘 前藩歴史館	観覧料の減免	高岡の森弘前藩歴史館 運営規則	11-1	10日間	
192	教育委員会	高岡の森弘 前藩歴史館	歴史館資料の特別利用	高岡の森弘前藩歴史館 管理運営規則	12-2	10日間	
193	教育委員会	高岡の森弘 前藩歴史館	歴史館資料の画像掲載	なし		10日間	
194	教育委員会	高岡の森弘 前藩歴史館	歴史館資料の貸出し	高岡の森弘前藩歴史館 管理運営規則	13-2	10日間	
195	教育委員会	高岡の森弘 前藩歴史館	歴史館への資料の寄贈 又は寄託	高岡の森弘前藩歴史館 管理運営規則	14-1	10日間	
196	教育委員会	高岡の森弘 前藩歴史館	高照神社馬場跡使用料 の減免	弘前市文化財施設条例	4-2	10日間	
197	教育委員会	高岡の森弘 前藩歴史館	高照神社馬場跡使用の 許可	弘前市文化財施設管理 運営規則	5-1	10日間	
198	教育委員会	文化財課	伝統的建造物群保存地 区での現状変更行為の 許可	弘前市伝統的建造物群 保存地区保存活用条例	4-1	10日間	
199	教育委員会	文化財課	文化施設の使用許可	弘前市文化財施設条例	5	10日間	
200	教育委員会	文化財課	文化財の現状変更行為 等の許可	弘前市文化財施設条例	21	10日間	